

令和3年第8回 豊明市農業委員会総会議事録

1 開会、閉会に関する事項及び日時

開会 令和3年8月20日 午前9時30分

閉会 令和3年8月20日 午前11時55分

2 出席委員の氏名

<出席委員> 議席番号は抽選による

深谷 明	石川万里子	野村 寿子	加藤 誠
加藤 延保	堀井 敏秀	堀田 勝司	平野 普也
水谷 文和	野村 君枝		

<出席農地利用最適化推進委員>

三浦 博明	原田 勝行	石川 和孝	渡邊 昭男
石川 英治	近藤 賢三		

3 会議に付した議案の件名及び会議の次第

<議案の件名>

議案第30号	農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請の件	別紙1件
議案第35号	農地バンク借受要件の見直しについて	別紙1件
議案第36号	農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請の件	別紙2件
議案第37号	農地法第5条の規定による農地転用許可申請の件	別紙1件
議案第38号	相続税納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認の件	別紙1件
議案第39号	農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更に伴う協議の件	別紙1件
報告第26号	農地法第3条の3第1項の規定による届出の件	別紙7件
報告第27号	農地法第5条第1項第7号の規定による届出の件	別紙1件
報告第28号	農地法第18条の規定による農地解約通知の件	別紙1件

<議事の次第>

午前9時30分、議長席に会長が着席し開会を宣す。

議長 ただいまより、令和3年第8回豊明市農業委員会総会を開催いたします。例によって会期は本日中としてよろしいか。

異議なしの声あり

議長 ご異議ないようですので、会期は本日中とします。議事録署名者は、議長の指名でよろしいでしょうか。

異議なしの声あり

議長 議事録署名者は11番委員と1番委員にお願いします。

議案に入る前に議案の進行順について変更があります。先月総会より継続審議するものについては、先月総会時と同じ議案番号としております。また、議案第35号については議案第39号終了後に、議案37号については審議に時間を要すると思われるので報告案件終了後に上程します。

そのため、議案30号、議案36号、議案38号、議案39号、議案35号、報告案件、議案37号の順に上程することとします。

それでは議案に入ります。議案第30号を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第30号について説明します。農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請の件です。

先月総会にて申請地が不明なために保留となった案件です。事務局の不手際により、地区担当委員の方々との連絡が徹底しておらず、地区担当農業委員、農地利用最適化推進委員、譲受人、譲受人の皆様にご迷惑をおかけして、大変申し訳ございませんでした。

譲受理由は、営農規模拡大のため、譲渡理由は高齢によるためです。

申請地は、沓掛町定納畑7番1、登記地目、現況地目はともに畑、面積は763㎡です。

申請地の現況については、7月28日に事務局職員2名、地区担当農業委員、農地利用最適化推進委員並びに申請代理人とともに現地確認を行ったところ、何も栽培されていない状況でした。

譲受人の他の所有農地については、先月の総会でご説明したとおり、全ての農地について農作物の作付け及び農地の保全がなされておりました。

以上により、営農計画書のとおり今後も適正に管理されることを鑑みて、申請について事務局としては許可相当と判断します。

議 長 事務局より説明がありましたが、地区担当委員の7番委員の意見を求めます。

7番委員 7月28日に農地利用最適化推進委員、事務局職員、とで申請地の現地確認を行いました。公図と位置がずれていたため、境界の杭を確認し申請地であることを確認しました。また、道路の草刈りも適正にしてあり、許可相当と判断します。

議 長 同じく農地利用最適化推進委員2番委員の意見を求めます。

最2番委員 7番委員の説明のとおり許可相当と判断します。
なお、申請地周辺の土地について、雑草が繁茂していたため事務局より土地所有者に対して草刈りの通知をするようにお願いします。

事務局 承知しました。

議 長 他の委員の意見を求めます。

異議なしの声あり

議 長 それでは採決します。議案第30号に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数

議 長 議案第30号は可決といたします。引き続きまして、議案第36号1番案件を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第36号1番案件について説明します。

譲受理由は、自宅に近く農作業に都合がよいことから農業経営規模拡大を図るため、譲渡理由は相続を受けたが営農が困難であるためです。

申請地は、沓掛町切山台169番、登記地目、現況地目はともに畑、面積は959㎡です。

申請地の現況については、8月5日に現地確認を行ったところ、何も栽培されていない状況でした。

譲受人の他の所有農地については、沓掛町焼山の3筆は里芋が栽培されている状況でした。沓掛町藪田の1筆は水稻が作付けされている状況でした。東郷町大字春木字南天神の1筆はトマト等の野菜が、東郷町大字春木字四ツ塚の1筆はオクラ等の夏野菜が栽培されている状況でした。

以上により、営農計画書のとおり今後も適正に管理されることを鑑みて、申請について事務局としては許可相当と判断します。

議 長 事務局より説明がありましたが、地区担当委員の5番委員の意見を求めます。

5番委員 8月16日に7番委員と農地利用最適化推進委員で申請地の現地確認を行いました。事務局の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 同じく地区担当委員の7番委員の意見を求めます。

7委員 5番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 同じく農地利用最適化推進委員4番委員の意見を求めます。

最4番委員 5番委員、7番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 他の委員の意見を求めます。

異議なしの声あり

議 長 それでは採決します。議案第36号1番案件に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数

議 長 議案第36号1番案件は可決いたします。引き続きまして、議案第36号2番案件を上程の前に利害関係者である委員の退室を求めます。(退室)

それでは、議案第36号2番案件を上程します。事務局の説明を求めます

事務局 議案第36号2番案件について説明します。

譲受理由は、現在利用しているハウスと一体利用するため借り入れしている土地を取得し、将来も安定した花卉栽培を行うため、譲渡理由は仕事が多忙で農地の管理が困難なためです。

申請地は、栄町神田104番1、105番、登記地目はともに田、現況地目はともに畑、面積は合計877㎡です。

申請地の現況については、8月2日に現地確認を行ったところ、花卉栽培のためのハウスとして利用されていました。

譲受人の他の所有農地については、栄町梶田の2筆、栄町神田の4筆は花卉栽培のためのハウスとして利用されていました。栄町舟田の1筆、栄町大

根の3筆はミカン、野菜が栽培されている状況でした。栄町舟田の1筆、栄町大根の2筆は保全管理状態でした。

以上により、営農計画書のとおり今後も適正に管理されることを鑑みて、申請について事務局としては許可相当と判断します。

議 長 事務局より説明がありましたが、地区担当委員の9番委員の意見を求めます。

9番委員 8月12日に3番委員と農地利用最適化推進委員と事務局職員とで申請地の現地確認を行いました。申請地は平成30年より譲受人が譲渡人から借り入れしている土地であり、7月31日をもって借り入れ期間が満了したものです。

本申請により所有地として今後も安定した花卉栽培を継続していただくためにも許可相当と判断します。

議 長 同じく農地利用最適化推進委員1番委員の意見を求めます。

最1番委員 9番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 他の委員の意見を求めます。

異議なしの声あり

議 長 それでは採決します。議案第36号2番案件に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数

議 長 議案第36号2番案件は可決いたします。利害関係者である委員の入室を求めます。(入室)

引き続きまして、議案第38号を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第38号について説明します。相続税納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認の件です。

20年間農地として適正に行なわれてきたかの最終確認となります。

対象地は栄町大根1番72-9、1番146、1番158、1番1356、1番1361、1番1359、1番1546、1番129、1番130、1番148、1番149、1番150、1番1351の合計13筆、登記地目、現況地目は田、畑、面積は合計7,533.87㎡です。

申請地の現況については、8月12日に地区担当農業委員並びに地区担当農地利用最適化推進委員とともに現地確認を行ったところ、栄町大根1番12

9、1番130、1番148、1番149、1番150、1番1351はきれいに下草が刈っており、柿、栗、ミカン等の果樹が作付けされておりました。栄町大根1番72-9、1番146、1番158、1番1356、1番1361、1番1359、1番1546は野菜等が作付けされておりました。

以上のことから今後も耕作、管理されることを鑑みて、事務局としては許可相当であると判断します。

議 長 事務局より説明がありましたが、地区担当委員の9番委員の意見を求めます。

9番委員 8月12日に3番委員と農地利用最適化推進委員で申請地の現地確認を行いました。事務局の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 同じく地区担当委員の3番委員の意見を求めます。

3番委員 9番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 同じく農地利用最適化推進委員1番委員の意見を求めます。

最1番委員 9番委員、3番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 他の委員の意見を求めます。

異議なしの声あり

議 長 それでは採決します。議案第38号に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数

議 長 議案第38号は可決といたします。引き続きまして、議案第39号を上程します。事務局の説明を求めます

事務局 議案第39号について説明します。農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更に伴う協議の件です。

変更目的は資材置場です。

申出者である法人は、本社である名古屋市、豊明市を中心に土木工事の請負工事を行っております。近年工事受注の急増により新たな資材置場を探す必要があり、今回所有者からの承諾を得たことから申出に至りました。申出地は沓掛町萱野27番外3筆、登記地目はすべて畑、現況地目は畑、雑種地、面積は

合計1,770㎡です。

それでは農振農用地の除外5要件について説明します。

第1号要件は農用地等以外に供することが適当であって、農用地区域以外に代替すべき土地がないことです。申出者の事業に関する需要の増大に伴い、新たな資材置場を確保する必要があることから、本施設の設置は不要不急ではないと判断しました。農地区分については、申出地はおおむね10ha以上の一団の農地であることから、第1種農地に該当します。本申出は申出地以外に事業を完結する土地がなく、他の土地に変えて目的を達成することができないことから、農地法第5条の転用許可に支障はないものと判断しました。

申出者の事業計画書から、建築面積1,770㎡の確保が必要であることが認められるため、除外面積は過大ではないと判断しました。

他の関係法令として、特定都市河川浸水被害対策法がありますが、豊明市の担当部局を通じて許可の見込みがあることを確認済みです。

第2号要件は、農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないことです。申出地の除外後に残る南側の農用地の連続性は確保されます。また、西側から東側にかけて除外後に残る農用地が分断されますが、西側及び東側の農用地はともに水田である一方、申出地は元々畑として利用されていたため、土地利用の連続性はなく、周辺農地の農作業の効率性に支障はないと判断しました。

第3号要件は、効率的かつ安定的な担い手・認定農業者等の農業経営を営む者の農地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないことです。申出地は担い手が現に利用しておらず、今後も利用する計画はありません。

第4号要件は、土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないことです。申出地内において排水路等の変更を行わないことから、土地改良施設の機能に支障はないと判断しました。廃止予定である申出地内の給水栓はありません。

第5号要件は、農業生産基盤整備事業完了後8年を経過していることです。議案書の備考欄に記載がありますように、すべて農業生産基盤整備事業完了後8年を経過しているので問題ありません。

以上のことから、除外について事務局としてはやむを得ないものと判断します。

議 長 事務局より説明がありましたが、委員の意見を求めます。

3番委員 沓掛町萱野20番(隣接地北側)の土地は影響ありませんか。

事務局 申出者の現在の資材置場です。

議 長 他の委員の意見を求めます。

異議なしの声あり

議 長 それでは採決します。議案第39号に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数

議 長 議案第39号は可決いたします。引き続きまして、議案第35号を上程します。事務局の説明を求めます

事務局 議案第35号について説明します。農地バンク借受要件の見直しについてです。

農地バンク制度は、農地法第3条による許可ではなく、農業経営基盤強化促進法に基づき利用権設定する制度です。

農地所有適格法人以外の法人でも、条件を満たせば、農地法第3条による許可に基づき貸借権設定および使用貸借権設定できることとなっています。

農地バンクの個人についての借受要件は、細かく規定してあります。しかしながら、法人については「法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作等の事業に常時従事すると認められる法人」の規定のみです。そのため、法人の社員全員に農業経験がなくても農地を借りることができてしまいます。最近、法人の方からの農地を借り、農業に参入したい。との新規就農の相談を受けるケースが急増しています。豊明市農地バンク実施要綱第10条に、農地転用の制限が定められているものの、現行の申請書及び事務局職員の面談だけでは、法人の耕作能力及び農地を適切に管理されるかの判断が難しい状況です。

そのため、農地バンクの法人借受要件の規定を具体的に定めることで、事務局の審査を適切に行うことを目的として、以下4点についてご審議をお願いします。

1番事項は、法人であっても社員のうち1人は農業経験等を必要とすること。なおこの場合の農業経験等とは農業高校及び農業大学校等卒業生又は卒業見込みがあること、農業大学校の研修等を受講した者又は受講終了見込みがあること、農家・農地所有適格法人等において1年以上農業に従事することを指します。

2番事項は、法人の場合、最初は1年間の利用権設定とすること。

3番事項は、法人が農地を借りた後、農地の管理について定期的に確認を行い、不 適当と判断される場合には、面談等農地の管理指導を行うこと。その後も改善が見込まれない場合は、利用権設定の解除を行うこと。

4番事項は、個人、法人問わず全ての新規就農者に対し、農地を適切に管理する旨の誓約書の提出を求めること。なお、この場合は様式を定めるため要

綱改正が必要であり、11月ごろからの適用となります。

以上こちらのご審議をお願いします。

議 長 事務局より説明がありましたが、委員の意見を求めます。

4番委員 この内容については相対要件か、絶対要件のどちらで審議するのか。

事務局 事務局から提案した事項全てを絶対にお認めいただきたいというものではありません。

議 長 他の委員の意見を求めます。

8番委員 新規就農者に対する門戸を広げるべきであるので、1番事項についてはここまで厳しくする必要はないと思う。

議 長 他の委員の意見を求めます。

最5番委員 農業経験等を条件に付すより、計画書等の提出を求めたほうがよいのではないか。

事務局 新規就農計画書についてはすでに提出を求めているところです。

議 長 他の委員の意見を求めます。

異議なしの声あり

議 長 それでは採決します。議案第35号1番事項に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数

議 長 議案第35号1番事項は可決いたします。引き続きまして、議案第35号2番事項に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数

議 長 議案第35号2番事項は可決いたします。引き続きまして、議案第35号3番事項に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数

議 長 議案第35号3番事項は可決いたします。引き続きまして、議案第35号4番事項に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数

議 長 議案第35号4番事項は可決いたします。議案第35号は以上となります。引き続きまして、報告第26号、第27号、第28号について報告願います。

事務局 報告第26号、第27号、第28号について説明

議 長 以上のとおり、報告第26号、第27号、第28号は専決事項として事務局で受理しています。

引き続きまして、議案第37号を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 議案の説明前に経緯をお話しします。

今回申請のある場所は農用地域内です。恒久転用ではないため農振除外の手続きをする必要はありませんが、農用地域内で一時転用する場合の協議として、転用事業者と農業政策課の方で今まで協議を続けてきました。それに加えて、豊明市土砂等の採取及び埋立て等に関する条例がありますので、土砂等の採取及び埋立てを行う場合は許可が必要となります。

農地改良については、届出のみで土砂条例の適用除外となりますが、今回は7mほど掘って粘土採取をするので、本来だと農業委員会に一時転用の許可申請をする前に、土砂条例の許可見込みが出ていなければ、農業委員会総会にお諮りすることはありません。

この2つの手続きを6月頃から始めていましたが、8月案件の締切である8月5日までに、農振の一時転用の協議も土砂条例も答えが出せず、協議中、申請中という段階でした。しかし、転用事業者は8月案件の申請を前提に準備しているということから、通常とは違うパターンで申請を受けたこととなりますので、皆さんに慎重に審議していただくために、事前に資料を配布して説明させて頂きました。また、面積が4,732㎡と3,000㎡を超えているので県の農業委員会組織で9月7日に審議してもらわなければなりません。そのため、市の農業委員会としての意見を本日の総会で決めていただく必要があります。

それでは、議案第37号について説明します。

農地法第5条の規定による農地転用許可申請の件です。

議案書については7頁となりますが、今回は皆様に一時転用許可申請書の写しをお配りしておりますので、申請書に基づき説明いたします。

転用目的は1年間の粘土採取で、賃貸借権設定になります。

申請地の場所についてですが、追加で配布した地図をご覧ください。申請

地は、沓掛町神明30番、37番の2筆です。登記地目、現況地目はすべて田、面積は合計4,732㎡です。

申請地は赤色で囲んである場所です。

申請地の下の場所については、先ほど報告第28号でご説明しましたが、担い手の法人が現在耕作しておりますが、今作付をもって合意解約のうえ、地主に土地を返還するものです。報告の際にご質問のあった件ですが、合意解約の手続きに所有者でなく、転用事業者より担い手の法人及びJAに働きかけがありました。担い手の法人が、土砂採取後の耕作も引き受けるかどうかは現時点で不明です。

緑色は、認定農業者である担い手の法人が利用権設定により作付け及びJAの農作業受託を請け負っている圃場となります。

オレンジ色は、認定農業者のハウス等の経営農地になります。

青色は、柿ノ木工業団地(予定地)です。

次に農地区分について説明します。こちらの農地は全て農振農用地区域となります。また、甲種農地になるエリアです。甲種農地とは、高性能機械による効率的な営農条件が整った農地です。

この場所は、豊明市において最も生産性の高い優良農地であると位置づけています。

申請地の現況は、事前協議等の一連の申請があったため7月5日に現地確認を行ったところ、水稻が作付けされておりました。

土地利用計画及び農地復元計画等については、事前にお配りした申請書のとおりです。

次に、許可申請の内容の事務局としての判断についてご説明いたします。

お配りした参考資料「農地転用許可制度」の右下 丸囲みの農委の業務の「次の観点から転用の確実性、周辺農地への被害防除措置等を判断します。」に沿って説明いたします。

資料①の他法令の許認可等の見込みについてですが、関係他法令は2つあります。

1つめは、農振農用地区域内における一時転用に関する協議についてですが、これは、農用地区域で一時転用を行う際に必要となります。

農業振興整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないかが判断基準になります。

この農業振興地域整備計画は、豊明市においても策定しております。

この計画は、農振農用地区域などの指定だけでなく、農用地等の効率的かつ総合的な利用の方策などの構想が描かれており、利用集積の推進、農作業の受委託の推進、担い手農家いわゆる認定農業者の育成・確保を定めています。

転用事業計画からすると、農業振興整備計画の達成に支障を生じると担当課である農業政策課は判断しております。

2つめは、豊明市土砂等の採取及び埋立て等に関する条例いわゆる土砂条例の許可についてですが、担当課である農業政策課が行った転用事業者への面談、書類審査、関係各課への合議、また関係法令を所管している企画政策課、土木課、都市計画課、下水道課、環境課、農業政策課の職員が委員となる検討会を昨日行いました。

主だった意見として、

埋立て等に用いる土砂等の発生場所が、現時点で特定されていないこと、掘削時において泥水が出てくると想定されるものの、排水計画において、ポンプにて汲み上げると記載されていましたが、沈砂池がなく泥水が排水される恐れがあることなどからも、

条例第8条に許可の基準が定めてありますが、許可の基準を満たしておらず、担当課である農業政策課は、不許可相当であると判断しております。

資料②の周辺の農地の営農条件に支障が生じるおそれがあるかについてですが、この辺り一帯耕作している担い手の法人に聞き取りを行いました。

担い手の法人の話では、以前の経験によると、申請地の隣地だけでなく、周辺の農地についても水道(みずみち)が変わってしまい、稲の生育に影響を及ぼし、収穫量が下がってしまったそうです。そのため、経営のことを考えると粘土採取を実施される場合、この道路で囲われたブロック全て合意解約を申し入れるという考えであるとのことでした。

また、周辺道路の破損も危惧されていました。担い手の法人が保有している農業用機械は大型のものであるため、通れる道路が限られており、申請地の横にあたる道路2本は通作路に使用しているため、道路の破損があった場合、農作業を行うことができなくなるとのことでした。

また、排水についても先ほど土砂条例にて申し上げたとおり、泥水が排出されてしまうと、排水路が詰まるおそれがあります。

このことから、周辺農地の営農条件に支障が生じるおそれがあると判断されます。

資料③の地域の農地の農業上の効率的・総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがあると認められるかどうかについてですが、具体的には担い手への利用集積に支障があるかどうかです。先ほど担い手の法人が1つの粘土採取によりワンブロック合意解約せざる得ないこと。また、粘土採取のために1日30台、農地の埋戻しのために1日50台もの工事車両が通行する計画になっています。担い手の法人はこのことについて、過去からの経験により、1日何十台もの工事車両と農作業機械と使用する道路が同じであると、農作業に支障が生じ、この一帯の水稻作付が今までどおりできなくなると予想されるため、他の場所に経営の圃場を移転することも考えなくてはいけないとまで話されました。

正にこのエリアの担い手への農地利用集積に支障があると判断されます。

最後に資料④の仮設工作物の設置その他の一時的な利用について、粘土採取後に当該土地が農地として利用できるよう回復できるかどうかですが、

転用事業者は、市内で「農地改良」を数多く行っております。

この「農地改良」の現場については、委員の皆様にも6月の総会の午後、栄町大原地内及び大脇地区土地改良区域内を見ていただきました。

実際の農地改良の工事内容や事務局の度重なる是正指導にも直ぐに対応しないことから、優良農地として利用できるような農地の復元は難しいと判断されます。

以上の観点から、申請について事務局としては不許可相当と判断します。

以上で説明を終了します。

議長 事務局より説明がありましたが、地区担当委員の5番委員の意見を求めます。

5番委員 8月16日に、7番委員と農地利用最適化推進委員と申請地の現地確認を行いました。転用事業者が他の地区で行っている工事を見ました。その状況から一時転用とはいえ、豊明市として優良農地として保全して行かなければならない場所であるため、この場所で粘土採取することは反対したい。質問ですが、申請農地に対して隣地承諾書は貰っているのでしょうか。

事務局 農地転用に限って言えば隣地承諾書については必須ではありません。ですが、合意解約した所につきましては、利用権設定が掛かっている場合は、土地所有者だけでなく、耕作者にも隣地承諾書を貰わなければならないのですが、申請よりも前に合意解約しましたので、土地の所有者の方だけに隣地承諾書はいただいております。申請地の東側の土地については、耕作は別の方がされていまして、この方には承諾書を貰っているのですが、土地所有者については所在が不明ということで隣地承諾書は貰えておりません。隣地承諾書を貰えていない理由については提出されております。

5番委員 一方の所有者の方は、同じ町内の方なのでいきさつを聞いてみましたが、隣の方が承諾したので深い意味はなく承諾書の判を押したと言っていました。もう一方の方が承諾をしたいいきさつはわかりますか。

事務局 事務局としては、土地所有者の方になぜ承諾したかまでは聞いておりません。

最1番委員 本人に聞いてみましたが、転用事業者の今の所在地の土地を親族が売った関係で、他に土地を所有していないか聞きにきて、今回申請地を貸してほしいと言われたと伺っています。現在自分では耕作しておらず他人に貸しており、その貸している方が高齢によりもう耕作出来ない旨伝えられたため、この土地

をどうしようかと言う思いがあったと聞いております。今回の粘土採取が終わった後、親族が耕作をする予定だとの事です。

議 長 同様に地区担当委員の7番委員の意見を求めます。

7番委員 現場を確認しましたが、周りもお米が育っており本当に優良農地だなと言う印象を受けました。そのような場所を7mも掘削して粘土採取する。また、トラックも何台も通る。今までのこの転用事業者の農地改良の現場を確認すると、本当に元通りの農地に復旧されるか心配である。せつかくの優良農地であり、担い手の法人が耕作をしているので不許可相当としたい。

議 長 同様に農地利用最適化推進委員4番委員の意見を求めます。

最4番委員 5番委員、7番委員の言うとおりに周囲は優良農地であるので現状のままがいいと思う。

議 長 他の委員の意見を求めます。

最5番委員 質問ですが、豊明市農地改良に関する指導要綱第2条(3)に「残土処理又は土砂、粘土等の採取を目的としないこと。」とあるが豊明市土砂等の採取及び埋立て等に関する条例(土砂条例)との整合性は。後者の条例に、前者条例の一文を入れる事は出来ないのか

事務局 農地改良と今回の転用は別であり、農地改良の盛土は1m以内であれば許可ではなく届出となります。1mを超えると土砂条例の許可が必要になります。
湿田なので嵩上げをしたい場合、全部縛りを付けてしまうと、土砂条例は厳しいので書類もたくさん揃えなければ許可がおりません。農業をするにあたって、そこまで縛りを付けてはいけないということで、農地改良と認められる部分については土砂条例から外すことになっています。

最5番委員 今回の申請も農地改良とやっている事が同じだと思う。土砂条例も農地改良の指導要綱と同じ様に粘土採取が出来ない様に縛れないのか。

事務局 農地改良は、農地を改良するために行うもので、掘削は60cm、農地の嵩上げは高さ1mまでと制限があります。粘土採取を目的としてはいけないとなっていますが、農地改良は指導要綱です。条例に比べると指導要綱は緩やかなものなので、庁内でももう少し厳しくしてはどうかという話があります。

最5番委員 今回は7mも掘る。

- 事務局 農地改良の範疇を超えていますので、土砂条例の方で厳しい縛りをしていません。
- 最5番委員 土砂条例では、掘ってはいけないとは書いていない。
- 事務局 粘土、砂利採取については、それを生業としている所もあるのでやってはいけないとは出来ません。その代り、色々な手続きをする様に条例で定めています。
- 最5番委員 今回許可してしまうと、隣も隣もとどんどん広がってしまわないか心配だ。担い手の法人は、機械が埋まってしまうのでやれないとなると、そこは休耕田や荒廃農地になってしまう。規制が必要だと思う。
- 議 長 他の委員の意見を求めます。
- 最2番委員 申請書には、改良した良質の農用土で埋めるとあるが根拠はありますか。
また、表層の20cmのみを埋め戻すということですが、これで良いのか確認したい。
- 事務局 改良した良質の農用土については、転用事業者に再三確認しましたが、事業所の方に周辺の工事が出た建設残土を持ってきて篩いにかけて、PH の測定をして石灰等を混ぜて改良すると言う所までしか確認できていません。改良した良質な土とは何かと聞いても、良い土としか言っていません。
表層の土については担い手の法人に確認したところ、耕作土が20cmあれば、その下はある程度違うものが埋まってもいいがガラ等混じっては困る。
畦は耕作土で作ってもらわないと崩れてしまうとのことでした。実際この担い手の法人は、地主の方から作業委託の依頼を受けて、栄町大原でこの転用事業者が農地改良した現場を確認した所、とても耕作が出来ない状態であり、畦についても自分のところの機械では崩れて水が漏れてしまうとのことで断った経緯があります。
- 議 長 他の委員の意見を求めます。
- 最6番委員 以前、申請地近くの農業用施設から柿ノ木工業団地(予定地)へ下がっていく通りで、同じように粘土採取があったと思います。当時はあまり問題が無かったという記憶がありますが、その時と今は状況が違うのでしょうか。
- 事務局 具体的な説明は出来ませんが、昔から粘土採取、砂利採取と称して掘削して

農地に復元するという事は、色々な所で行われております。

土砂条例が出来た背景として、平成20年に産業廃棄物を埋められた事件が起きて、逮捕者も出ています。土を入れる行為については法律の規制が無いため、豊明市は平成21年に条例を制定しました。そこから件数は激減しました。それまでは粘土採取は年間に多い時で20件近くありました。

条例が出来てからは、水質検査、土壌検査、記録簿を毎日つける等厳しいために件数が減り、平成25年度を最後に7年間1件もありません。

最6番委員 その時の経験から、自分の田が粘土採取の現場の下の方にありましたが、掘削時に溜まった水を排水するのに、今はパイプラインがあるため使われていない用水路に直接流していました。用水路の底に土が溜まって草生えになってしまいました。

また、田にも漏れ出すこともあって、それを取り出したり、草を取ることで苦労した覚えがあります。それから、この地区は境川から近く、地下水がよく出るので工事をする事によって、水の流れが変わらないかと担い手の法人が心配しています。私もその通りだと思います。

東側に排水路があるが、そこに流されると排水路が埋まってしまう。今でも底が上がってきていて、草や藻が生えて心配しています。ここが潰れてしまうと、排水がうまくいかない可能性もあるので一度確認していただき、できればやめていただきたいと思います。

議 長 他の委員の意見を求めます。

7番委員 今回申請目的が粘土採取ならば、すぐ近くで柿ノ木の工業団地の造成があるので、この造成の中で粘土採取すればいいのでは。

事務局 事業者に対してのことなので、そこまでの提案はしておりません。

議 長 他の委員の意見を求めます。

最3番委員 この辺りは、農業用の道路なので大型ダンプが1日何台も通ったらすぐに破損してしまうが、どういった対応するのか。

事務局 道路管理者である土木課と協議しており、施工前の道路状況の写真を撮り、破損したら現状復旧させるとのことです。現状復旧の費用は転用事業者負担ですが、すぐに元通りに直せるかは確約できないとのこと。

議 長 他の委員の意見を求めます。

- 最6番委員 道路の下にパイプラインがありますが古いため、大型ダンプが何台も通ると破損するのでは。
- 事務局 庁内調整時には何も指摘は無かったが、土木課に確認しておきます。
- 議長 他の委員の意見を求めます。意見がないようでしたら、最後に各委員に一言ずつ意見してもらい、採決を取りたいと思います。
- 1番委員 優良農地なので、ここで工事をするのはマイナスでしかないと思います。また、何の信用もない転用事業者で農地改良では残土を山積みにしたままで、工事もやりっ放しで、市役所から指導しても動かない状況が今でも続いていることも踏まえて、難しいというのが私の意見です。
- 2番委員 良質の土を埋め戻すとは考えられないので、それに対する被害の方が多いと思います。これを認めると、次から次へと認めなければならなくなると思うので反対です。
- 3番委員 担い手の法人の意見についても聞いたので、その通りだと思います。また、転用事業者が農地改良工事を全て是正した後に、申請を受けた方がいいと思います。土地所有者は、自分の意思で工事に納得しているのか。不許可になった場合は、土地所有者に説明した方がいいと思います。
- 5番委員 豊明市としての優良農地であり、現地を見ると一面に水稻が作付けされています。今後この景色が無くならない様に不許可相当と考えます。
- 7番委員 転用事業者が行った農地改良工事の後始末を見ると、適正な工事は出来ないと思うので、優良農地を潰すことは反対です。
- 8番委員 過去に土砂採取が行われていた時には、地元の方から議会に苦情ばかりあって、それに対処した記憶があります。優良農地で土砂採取することは不許可相当と考えます。
- 9番委員 この転用事業者だけでなく、他の業者であっても反対です。1年後2年後農地に復元されて、他の場所では成果が落ちていると説明がありました。農地が悪くなる状態にあえてすることは反対です。
- 10番委員 掘削して粘土採取をするということだが、優良農地として残してほしいので反対です。

11番委員 豊明市も土地所有者も優良農地として守ってきたのに、粘土採取をして土地を痛めつけるのはどうかと思います。

土地所有者の事情で売却することはやむを得ない。担い手の法人の話や過去の状況からも、良くならない事が明らかな状態なので反対です。

最1番委員 この転用事業者でなく、他の業者でしっかりとした業者であったとしても、ここは優良農地であるので他への影響が大きいと思います。どんな業者でも復元してすぐ使えるようにはならないと思うので反対です。

議 長 以上で意見が出そろいましたので採決します。議案第37号に賛成の方の挙手を求めます。

挙手なし

議 長 それでは、反対の方の挙手を求めます。

全員挙手

議 長 議案第37号は全員の意見により不許可相当とします。

議 長 それでは、本日の議案は全て終了しましたので、これもちまして閉会いたします（時に午前11時55分）。